

人事行政相談について

福島県人事委員会では、福島県の職員並びに公平委員会事務受託団体の職員等から、勤務条件その他の人事行政に関する相談に応じています。

Q 1. 人事行政相談は誰が行うことできるのですか？

(1) 人事行政相談は、次の職員が行うことができます。

- ① 福島県の一般職の職員
- ② 福島県立学校の教員
- ③ 福島県の警察職員及び警察官
- ④ 県費負担教職員（公平委員会事務受託団体に限る。）
- ⑤ 公平委員会事務受託団体の職員（消防職員を含む。）
- ⑥ 上記①～⑤の職員を離職した者

上記①～⑤の職員には、任期付職員、任期付研究員、再任用職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員並びに条件付採用期間中の職員を含みます。

ただし、特別職の職員、公営企業職員、単純労務職員は、人事行政相談を行うことができません。

Q 2. 人事行政相談の対象となる内容はどのようなものですか？

人事行政相談の対象となる内容は、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等です。

(例)

- ・任用（転任等）
- ・給与
- ・旅費
- ・勤務時間その他の勤務条件（超過勤務、休暇の取得等）
- ・服務（勤務時間の割振り、懲戒処分等）
- ・職場の人間関係（セクハラ、パワハラ等）

※ 離職した方の相談内容は、離職等に関することに限定されます。

Q 3. 人事行政相談はどこにすればよいのですか？

- (1) 相 談 窓 口 : 職員相談室
- (2) 所 在 地 : 〒960-8043
福島市中町8番2号(自治会館7階)
- (3) 相談室直通電話 : 024-521-7044
- (4) 電 子 メ ー ル : shokuin-soudan@pref.fukushima.lg.jp

Q 4. 人事行政相談は、どのような方法で行うのですか？

- (1) 原則として、職員本人から直接、人事行政相談員に相談してください。
 - ※ 相談は、問題解決に向けた本人の意向を確認しながら行います。そのため、家族や代理人等からの相談については、本人から再度ご連絡いただくようお願いする場合があります。
 - ※ 匿名による相談の場合、相談内容の解決に向けた対応は、一部に限定される場合があります。
- (2) 次のいずれかの方法で相談いただけます。
 - ① 面 談
 - ② 電 話
 - ③ 書 面 (手紙)
 - ④ 電子メール
- (3) 面談による相談の場合は、あらかじめ電話で人事行政相談員との日程調整をお願いします。なお、相談は専用の相談室で行います。
- (4) 書面や電子メールによる相談の場合は、所属、職、氏名、連絡先、具体的な相談内容を記載し、職員相談室宛又は福島県人事委員会事務局総務審査課宛に送付してください。
- (5) 相談日
 - ① 受 付 日 : 毎週月曜日から木曜日まで
(土日、祝祭日、年末年始を除く。)
 - ② 受付時間 : 午前9時30分から午後4時30分
(正午から午後1時までを除く。)
 - ※ 受付日、受付時間とも変更される場合があります

Q 5. 相談に対してはどのように対応してくれるのですか？

人事行政相談員が、相談者に関係する諸制度の説明や助言等を行います。

また、必要に応じて、当局に事実関係を確認し、関係当事者に具体的な助言を行うなど、適切な方法により事案の解決に努めます。

※ 人事行政相談員には、強制的な権限が与えられているわけではないので、事案の解決の見込みがない等の場合には、相談を打ち切ることがあります。

※ 任命権者がその権限に基づき責任をもって行う、いわゆる管理運営事項（職員個人の人事配置、昇給、懲戒処分等）に関する相談については、対応が一部に限定される場合があります。

Q 6. 相談に関する秘密は守られるのですか？

(1) 相談内容の秘密は厳守します。

※ 人事行政相談員は、相談内容の当局への伝達や、当局への事実確認を行う場合には、必ず相談者の了解を得てから行います。

※ 職員が人事行政相談を行ったことなどを理由として、職場において不利益な取扱いを受けることがないよう、当局には配慮義務が課されています。

その他（人事行政相談に関する問合せ先）

(1) 事 務 担 当 : 福島県人事委員会事務局総務審査課

(2) 所 在 地 : 〒960-8681

福島市杉妻町2番16号（県庁西庁舎4階）

(3) 電 話 番 号 : 024-521-7589

(4) F A X : 024-521-7941

(5) 電 子 メ ー ル : jinjii.soumu@pref.fukushima.lg.jp